船舶事故調査報告書

令和８年９月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　伊　藤　裕　康（部会長）
委　　員　　上　野　道　雄
委　　員　　高　橋　明　子

事故種類	漕手死亡
発生日時	令和８年４月３日　１２時２０分頃 （医師による死亡推定時刻：１２時２０分頃）
発生場所	鹿児島県薩摩川内市上甑島西崎南方沖 遠見山三等三角点から真方位３１１°　７００m付近 （概位　北緯３１°　５１.９′　東経１２９°　５４.５′）
事故の概要	２人乗りカヤック（船名なし）が落水状態の漕手１人をえい航して帰航中、同人が溺死した。
事故調査の経過	令和８年４月３日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 カヤック　船名なし、 船舶番号なし、個人所有 ３.９５m×０.８５m×０.３３m、ＦＲＰ 機関等なし
乗組員等に関する情報	漕手Ａ　６１歳 漕手Ｂ　６１歳
死傷者等	死亡　１人（漕手Ｂ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南東、風力　３、視界　良好 海象：波高　約０.３m、水温　約１９℃
事故の経過	本船は、２人乗りのカヤックで、船首側から漕手Ｂ、漕手Ａの順で救命胴衣を着用して乗り、魚釣りの目的で令和８年４月３日０９時５５分頃、遠見山北西方沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に向けて遠見山北西方に所在の防波堤（以下「本件防波堤」という。）のある船揚げ場（以下「本件船揚げ場」という。）を出航した。（写真１、図１参照）

写真１　本船

図１　本件釣り場等（国土地理院地理院地図を加工して作成）

本船は、１０時頃、本件釣り場に到着して漕手Ａ及び漕手Ｂが魚釣りを開始し、１１時頃、休憩の目的で本件船揚げ場に戻った後、１１時３０分頃前席に漕手Ｂ、後席に漕手Ａが乗って出航し、本件釣り場に到着して魚釣りを再開した。

漕手Ａは、天気予報で午後から東寄りの風が強くなることを予想していたので、時々南方の沖合を確認していた。漕手Ａは、本件釣り場南方に白波が立ち始めたのを確認して風が強くなったことを認識した。

本件釣り場付近は、沿岸の山陰で、海上模様は悪くなかったが、漕手Ａは、魚釣りを中止して帰航することとした。

本船は、本件防波堤の沖合を南東進中、１２時１０分頃、前席でパ

ドリング中の漕手Ｂの体が前席中央から左舷側にずれ、本船の重心が左舷側に移動して傾き、左舷側へ転覆した。

漕手Ａは、本船を復原させ、自力で本船に這い上がり、前席に座って漕手Ｂに手を差し伸べて這い上がるよう促した。

漕手Ｂは、「這い上がれない」と答え、本船船尾端に取り付けられたカヤック運搬用の持ち手（以下「ハンドル」という。）につかまった。

漕手Ａは、漕手Ｂが救命胴衣の浮力で肩まで海面上に浮いており健康状態が良好に見えたので、落水状態の漕手Ｂを本船に引き上げずに本件防波堤の陸側中間付近に設置されている梯子から上陸させるつもりで、漕手Ｂをえい航して本船の帰航を再開した。

（写真２　参照）

写真２　本船船尾部

本船は、防波堤に沿って帰航中、本件防波堤の先端と横並びになった辺りで、漕手Ａは、漕手Ｂから苦しそうではなかったが切羽詰まった口調で「急いで」と声を掛けられた。

漕手Ａは、本船が本件防波堤先端沖付近に至った時、再び同じ口調で「急いで」と声を掛けられたものの、少しでも急ぐことに意識が向き、漕手Ｂの状態を確認することなく、懸命にパドリングをしていたところ、漕手Ｂが持っていたハンドルが本船の船尾に当たった際に発したと思われる「カタン」という音を聞いた。

漕手Ａは、船尾方を振り返ったところ、本船の約２ｍ後方に漕手Ｂが仰向けの状態で浮いているのを発見し、本船を寄せて漕手Ｂに近づ

	いた。漕手Ｂは、顔を海面上に出した状態で口から泡を吹いており、漕手Ａが頬を叩いて呼び掛けても反応はなかった。 　漕手Ａは、漕手Ｂの救命胴衣をつかみ、本船の前席と後席の間に収容した後、本件船揚げ場へ向かった。本件船揚げ場に到着後、本船ごと漕手Ｂをスロープ上に引き上げ、心臓マッサージを実施したものの、漕手Ｂは蘇生しなかった。 （図２　参照） 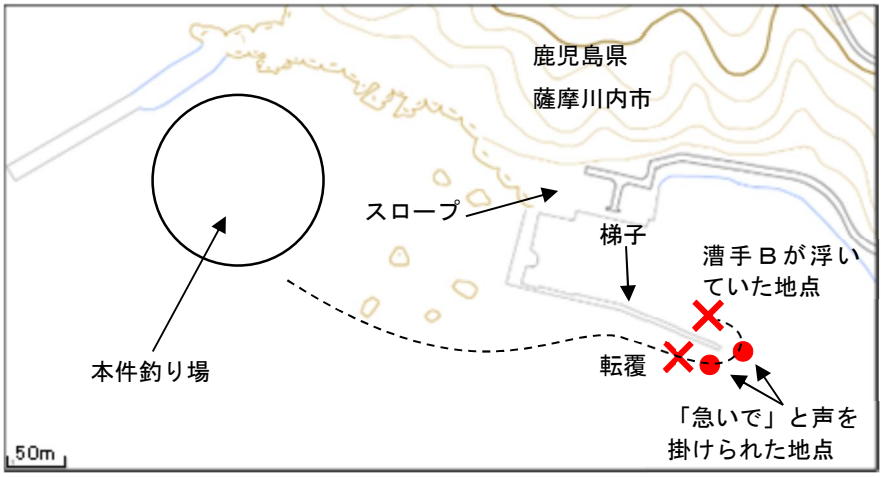 図２　事故の経過図（国土地理院地理院地図を加工して作成） 　漕手Ａは、１１０番通報を行ったが、携帯電話が圏外で通じず、やむなく、漕手Ｂを現場に残したまま、携帯電話の通話圏内まで移動して１１０番通報を行った。 　漕手Ｂは、救急車で甑島所在の診療所に搬送された後、１４時００分、同診療所医師によって死亡が確認され、溺水と検案された。
その他の事項	(1)　気象について 　本船が０９時５５分頃に出航した時、風は弱く、海上模様も平穏であった。 (2)　カヤック及び漕手について 　船体には、転覆の原因となるような損傷等は認められなかった。 　漕手Ａは、カヤックの経験が約２０年あった。また、漕手Ｂは、約２年間で今回を含め３回、漕手Ａの魚釣りに同行していた。 　漕手Ａ及び漕手Ｂは、カヤックが転覆した際の講習を受けたことがなかったが、漕手Ａは、転覆状態のカヤックを復原する方法を熟知していた。 　漕手Ａは、ふだん１人で魚釣りをするが、漕手Ｂから頼まれた際、２人で魚釣りをしていた。 　漕手Ａは、漕手Ｂに対し、カヤックは小さな波でもぐらつくので、バランスが大切であること、また、波で持ち上がった舷側を

	パドルで漕ぐと転覆するおそれがあるので、波を見て漕ぐことの２点をふだんから注意していた。 (3)　着用していた救命胴衣について 　漕手Ａ及び漕手Ｂは、固形式救命胴衣を適切に着用しており、落水の際、肩が水面上に現れるほどの浮力があった。（写真３参照） 写真３　漕手Ｂが着用していた救命胴衣 (4)　漕手Ｂの健康状態について 　漕手Ａは、漕手Ｂから心臓病の薬を服用していること、緊急搬送された際、救急車内で横になると息が苦しくなったことを聞いていたが、本事故前、漕手Ａには漕手Ｂの健康状態が良好に見えた。 　漕手Ｂの家族によると、漕手Ｂは、狭心症等の持病があり、過去に心臓のカテーテル手術を受けていた。また、令和７年５月頃には、心不全の発作で２回緊急搬送されていた。 (5)　漕手Ａの漕手Ｂに対する監視の状況 　漕手Ａは、急いで帰港することに意識が向き、漕手Ｂのえい航を開始してハンドルが本船の船尾に当たった際に発したと思われる音がするまで、漕手Ｂの状態を監視していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし (1)　漕手Ｂの死因は、溺死であった。 (2)　死亡に至る経緯について ①　漕手Ａ及び漕手Ｂは、出航時、風も弱く、海上も平穏であったことから、出航したものと考えられる。 ②　漕手Ａは、漕手Ｂから同人が心臓病の薬を服用しており、過去に緊急搬送されたことを聞いていたものの、本事故前、健康

	状態が良好に見えたことから、今回、一緒に魚釣りを行ったものと考えられる。 ③　漕手Ａは、天気予報で午後の天候の悪化を予想していたことから、本件釣り場南方で白波が立ち始めた際、速やかに帰航を開始したものと考えられる。 ④　漕手Ａ及び漕手Ｂは、カヤックの転覆から復原する講習を受講したことがなかったことから、漕手Ａは、長年の経験から本船の復原を行い、本船に這い上がれたものの、漕手Ｂは本船に這い上がれなかった可能性があると考えられる。 ⑤　漕手Ａは、落水した漕手Ｂが肩まで水面上に浮いており、健康状態も良好に見えたことから、漕手Ｂを落水状態のまま、えい航したものと考えられる。 ⑥　漕手Ａは、急いで帰港することに意識が向いていたことから、えい航中の漕手Ｂの監視を行っていなかったものと考えられる。 ⑦　漕手Ｂは、以下のことから、落水状態のまま、えい航される中、何らかの体調の悪化により、水中での姿勢を維持できずに海水を吸引したものと考えられる。 ａ　漕手Ｂは、心臓病等の既往症があった。 ｂ　漕手Ｂから「急いで」と声掛けがあった。 ｃ　漕手Ｂが着用していた救命胴衣は、肩が水面上に現れるほど浮力があり、漕手Ｂをえい航している際のカヤックの速度が低速であったことから、漕手Ｂが水中での姿勢を維持できれば、海水の吸引は考えにくい。
原因	本事故は、本船が落水した状態の漕手Ｂをえい航して帰航中、船尾のハンドルにつかまっていた漕手Ｂが、何らかの体調の悪化により、水中での姿勢を維持できずに溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救助者は、落水者を速やかに陸上又は船上に引き上げること。 ・救助者は、落水者を落水状態のまま、えい航して救助を行う場合、落水者の監視を怠らないこと。